

第3次 世田谷区住民活動計画

改定計画



社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

平成27年4月

はじめに

第3次世田谷区住民活動計画がスタートしてから、4年が経過しました。

地区社会福祉協議会は、早い地区で発足から8年が経ち、約1600名の地域福祉推進員を中心に、28地区で多種多様な住民活動を展開してきました。また、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ等の地域支えあい活動団体は700団体近くまで増えるなど、身近な住民同士の顔の見える関係づくりや、“困ったときはお互い様”の関係づくりが着実に広がってきました。

一方で、この間、社会的孤立の問題や、長引く不況を背景とした生活困窮者の増加、高齢化の進展による認知症高齢者の増加、大規模災害への対応など、私たち住民が真剣に向き合わなければならない生活課題の深刻化が進んでいます。

社会福祉協議会は、こうした多様化する生活課題へ対応するため、この4年の間に、法人・任意後見の受任開始や、生活困窮者自立相談支援センターの受託、出張所・まちづくりセンターやあんしんすこやかセンターとの3者連携による地域包括ケアシステムづくりへの参画など新たな取り組みを開始しました。

今回の改定では、第3次世田谷区住民活動計画の基本理念やめざすまちの姿は継承しながらも、この間の急激な社会背景の変化に対応するために、優先的に取り組むべき地域の課題を整理するとともに、それらを解決するための事業のあり方や今後の方向性を新たにしています。

「福祉」を辞書で調べますと、「幸せ」「豊かさ」「社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」などとあります。誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、住民一人ひとりの「福祉」への参加が欠かせません。住民活動計画は、住民の福祉への参加を広げ、より良い地域を作るための行動計画です。是非本計画にお目通り賜りますと共に、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の改定にあたり、ご尽力いただきました委員の皆様をはじめ、ご意見等をお寄せいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
会長 飯田 恭次



目次

はじめに	P. 1
------------	------

第1章 改定の背景と目的	P. 4
---------------------------	-------------

- 1 地域福祉を取り巻く状況
 - (1) 社会状況の変化と地域福祉
- 2 国の福祉施策の動向
 - (1) 国の福祉施策の動向
 - (2) 全国社会福祉協議会の取り組みの動向
- 3 世田谷区の地域福祉の現状と動向
 - (1) 世田谷区の地域福祉の現状
 - (2) 世田谷区の福祉施策の動向
 - (3) 地域福祉の現状と課題

第2章 基本理念とめざすまちの姿	P.10
-------------------------------	-------------

- 1 改定計画の考え方
 - (1) 計画の特徴
 - (2) 計画の期間と進捗管理
- 2 基本理念
- 3 めざすまちの姿と取り組み方針
 - (1) めざすまちの姿
 - (2) めざすまちを実現するための取り組み方針
 - (3) 地区の特性に合わせた推進基盤整備

第3章 取り組み方針と具体的な取り組み	P.18
----------------------------------	-------------

- 1 計画の体系
- 2 基本理念を実現させるための重点施策

■ 第4章 今日の課題に対応した社会福祉協議会の取り組み方針 …… P. 23

- 1 住民の立場に立った多様な生活課題への対応
 - (1)身近な相談体制の充実
 - (2)日常生活支援事業の再整備
 - (3)生活困窮者自立支援事業の拡充
 - (4)成年後見事業の拡充
 - (5)子ども施策の拡充
 - (6)障害者支援施策の拡充
- 2 新たな地区社協の取り組み方針
- 3 NPO法人・団体、地域住民組織への支援・連携の拡大
- 4 地域福祉活動の拡充に向けた多様な活動拠点の確保
- 5 災害時における社会福祉協議会の役割
- 6 職員の役割認識と地域福祉コーディネーターの育成
- 7 安定的な財政基盤の整備

■ 今後の社会福祉協議会に期待すること …………… P. 27

■ 資料編 …………… P. 28

- 1 パブリックコメントの募集結果について
- 2 策定の経過
- 3 委員等名簿
- 4 世田谷区・地域・地区の状況及び社会資源

第1章 改定の背景と目的

1. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化と地域福祉

- 近年の地域の生活課題は、広範かつ重層的なものとなっています。高齢者福祉では、一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加と認知症高齢者のケアの問題が重なり、介護保険制度だけで対応することの限界が顕在化しています。これらの問題は、「2025年問題」に伴い、深刻化することが想定されます。
- 生活保護受給者数は平成25年4月現在、約215万(全人口の1.69%)を超え、貧困の悪循環を生み出しています。こうした貧困問題は、教育機会の減少に起因する児童の貧困や地域における孤立と重なり、虐待を生み出す大きな原因となっています。
- また、年々孤立死は増え、自殺者数は平成24年にようやく2万人台に減少したものの未だ高い水準を保っているなど、孤立や貧困に起因する生活の困難が大きな社会問題となっています。
- 一方で、地震や急激な豪雨等の自然災害は、地域住民に共通の問題であり、被災時に福祉的な支援を必要とする住民を支える取り組みは、喫緊の課題とされています。

2. 国の福祉施策の動向

(1) 国の福祉施策の動向

1) 『社会的養護の課題と将来像(概要)』児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)

- 同報告書は、虐待を受けた子ども、障害のある子ども等に対する社会的養護を「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援」としました。
- そして、基本的方向を、①家庭的養護の推進 ②心に傷を負った子どもへの専門的ケアの充実 ③自立支援の充実 ④家族支援・地域支援の充実とし、従来のケアに、幅広い専門職との連携、家庭的な養育機能と地域支援の強化を求めています。

2) 第5期介護保険計画(平成25年から27年)にむけた介護保険制度改革

- 厚生労働省は、「2025年」に向けた地域包括ケアシステムの構築という取り組みの方針を明らかにしました。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域特性に応じて作り上げていくシステムで、①認知症支援策の充実 ②在宅医療の推進 ③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備 ④見守り、買い物など多様な生活支援サービスの確保を強化すべきものとしています。

3)生活困窮者自立支援法

- 平成25年に成立した同法は、生活困窮者に対する ①包括的な支援 ②個別的な支援 ③早期的な支援 ④継続的な支援 ⑤分権的・創造的な支援を掲げています。
- 同法の成立によって、各自治体は、平成27年度より、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給が必須事業となり、任意事業である自立相談支援事業、家計に関する相談・指導、生活資金貸付、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行う者とされています。

4)障害者総合支援法

- 同法は、障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを基本理念とし、平成25年に障害者自立支援法から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されました。
- また、障害者の範囲として、新たに難病等が加わりました。本法は、ノーマライゼーションの理念が継承され、共生社会の実現を指向しています。

5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 (改正精神保健福祉法)

- 平成25年6月公布となった同法は、①精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③精神医療審査会に関する見直しに加えて、④医療保護入院の見直しを行いました。
- 具体的には、精神科病院に、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談や指導を行う専門職の設置および相談支援事業者等との連携などを明記し、退院促進のための体制整備を義務付けることで、社会的入院の解消と、ニューロングステイの予防を目指しており、精神障害者の地域生活への移行促進と地域定着を目的としています。

(2)全国社会福祉協議会(全社協)の取り組みの動向

- 平成24年10月、「社協・生活支援活動強化の方針」を策定し、深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性について、生活困窮者の支援を重点的取り組みとする「行動宣言」と「アクションプラン」が提案されています。
- 平成26年度から、国の生活困窮者自立促進支援モデル事業を全国各地で展開しており、全社協は、各都道府県社協および市区町村社協と連携を図りながら、「活動強化の方針」の具体化に取り組んでいます。

3. 世田谷区の地域福祉の現状と動向

(1) 世田谷区の地域福祉の現状

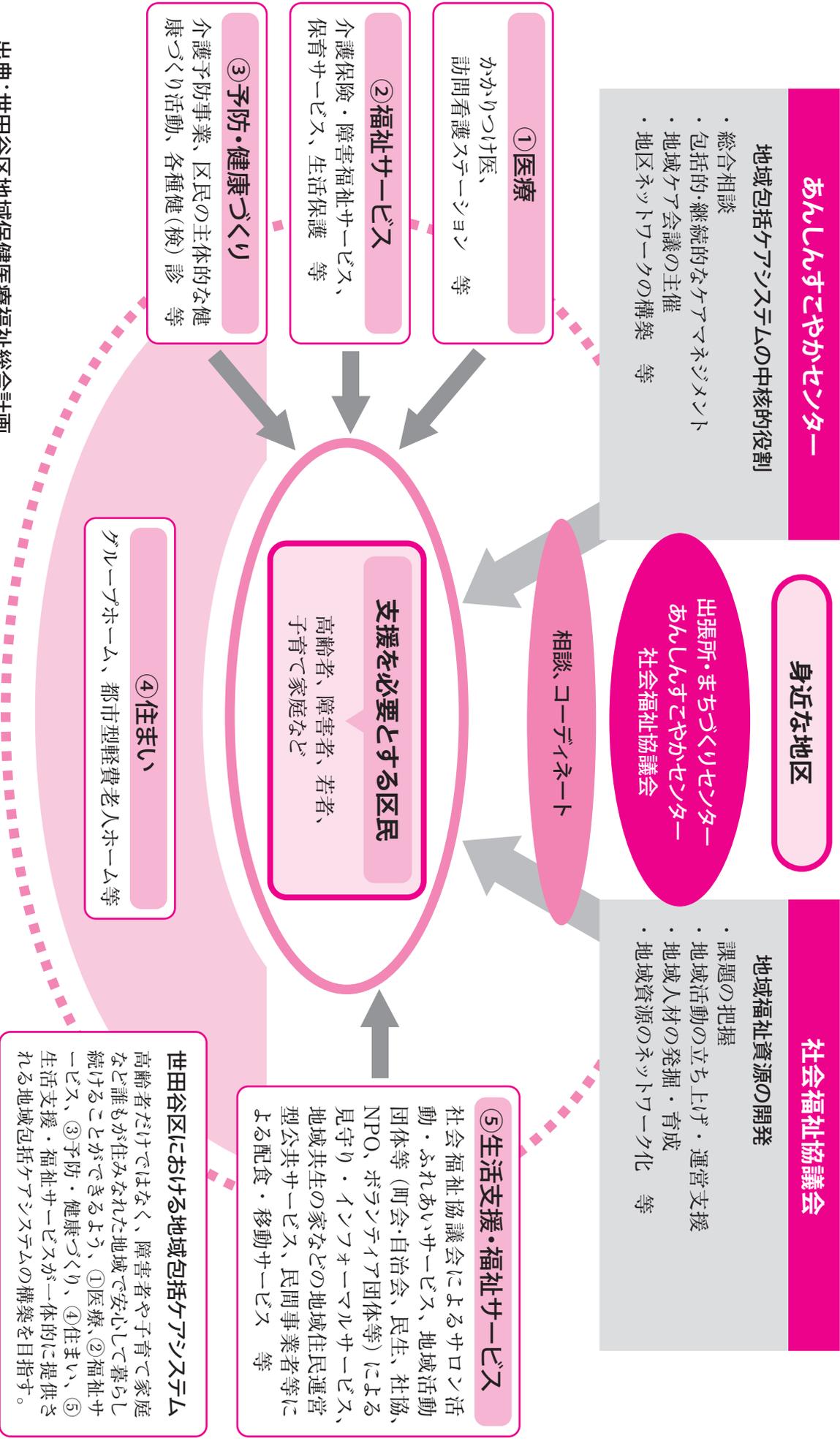
- 世田谷区においても、人口増加や社会背景の変化に伴い、生活課題は複雑・多様化しています。生活保護受給者数は、人口比率は約1.1%と全国平均を下回っているものの年々増加傾向にあり、平成26年12月時点で1万人を超えています。
- 高齢者人口は、平成27年1月時点で約17万4千人(高齢化率19.9%)となっており、そのうち認知症高齢者は約2万人にも上り、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者も増加しています。
- 障害者数(※1)は平成26年4月1日時点で約3万人となっており、この10年間で約7千人増えています。さらに、障害者手帳の所持に結びつかないものの、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)など、発達障害の診断を受ける方も増えています。
- 少子高齢化が進む一方、年少人口も平成12年以降微増を続けています。また、ひとり親世帯や、ひきこもりやニートの若者なども増加傾向にあります。

(2) 世田谷区の福祉施策の動向

- 世田谷区は、「多様な人材がネットワークをつくり、信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市」の実現に向けた今後20年間の指針として、「世田谷区基本構想」をまとめ、これに合わせて、平成26年度から10年間の施策を明らかにする「基本計画」と、今後4年間の具体的な施策を示す「新実施計画」を策定しました。
- また、「基本計画」を上位計画とし、保健福祉医療に関する施策の考え方を示す、新たな「世田谷区保健医療福祉総合計画」(平成26~35年)を策定しました。
- この計画では、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者など、何らかの支援を必要とする区民が気軽に相談でき、多様な生活課題に対応したサービスが総合的に提供される、地域包括ケアシステムを構築していくことを目指しています。
- 地域包括ケアシステムの考え方には、保健・医療・福祉の連携強化による各種サービスの包括的な提供に加え、行政、関係機関、NPO等活動団体および地域住民の参画による新たな地域資源の開発や支援の仕組みづくりが明記されています。

※1 障害者数は、「身体障害者手帳所持者」「愛の手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「東京都の難病医療費等助成(小児慢性疾患除く)申請件数」の合計

地域包括ケアシステムによる区民を支援するイメージ図



出典：世田谷区地域保健医療福祉総合計画

(3)地域福祉の現状と課題

平成26年の5月～6月にかけて各地域で開催した地域懇談会(全5回)での意見を踏まえ、第3次世田谷区住民活動計画に掲載している地域福祉の現状と課題を整理しました。以下は、そのまとめとなります。

(1)「コミュニティについて」の現状

- ①近所づきあいが希薄化している。
- ②地域活動や近所づきあいに無関心な住民が増えている。
- ③「孤立」が進行している。

(2)「地域活動について」の現状

- ①活動拠点や活動場所が不足している。
- ②地域活動の担い手の高齢化・固定化により、負担が増加している。
- ③サロンや地区社協事業等の企画の固定化が、参加者が増えない要因となっている。
- ④オートロックマンション住民への働きかけが困難となっている。
- ⑤個人情報保護が、新たな参加者への呼びかけの妨げとなっている。
- ⑥障害の有無や年齢に限らず、誰でも安心して居られる「地域の縁側」が無い。
- ⑦活動者同士が意見交換をする場が少ない。

(3)「地域の問題に対する意識について」の現状

- ①地域で取り組む課題としては、環境・防災に関する意識が高い。
- ②空き家・空き地が増え、防犯や防災について不安を感じている。
- ③独居・認知症高齢者、生活困窮者、障害者など、今後の在宅生活に不安を抱えている。
- ④気軽に相談できる相手も頼れる身内も近くにおらず、子育てに不安を感じている。
- ⑤公的な福祉サービスを受けられないが、支援が必要な住民(世帯)が増えてきている。
- ⑥スーパーの閉店などにより、「買い物難民」が増えてきている。

(4)「社協活動の充実と基盤整備について」の現状

- ①福祉サービスや地域活動の情報提供や共有が十分ではない。
- ②身近なところでなんでも気軽に相談できる窓口がない。
- ③地区社会福祉協議会の役割や活動領域が住民に浸透していない。
- ④社会福祉協議会の目的の理解や事業の認知度が高くない。
- ⑤社会福祉協議会の実施する事業間の連携が弱い。
- ⑥個別事業が地域のニーズに合っているかどうか、定期的な点検ができていない。

(5)「他機関との連携やネットワーク整備について」の現状

- ①他機関との連携がうまく取れていない。
- ②あんしんすこやかセンターと社協との関係、行政と社協の関係が住民にわかりにくい。
- ③学校(小・中・高・大学)との繋がりが弱い。
- ④医療機関との連携が足りない。
- ⑤有料老人ホームなどの福祉施設との繋がりが弱い。

(1)「コミュニティについて」の課題

- ①隣近所での支えあう関係づくりが求められている。
- ②福祉学習や多世代交流など、地域への関心を高めるための意識啓発が求められている。
- ③支援を拒否する住民や、自分から支援を求めない住民など、「孤立」への対策が求められている。

(2)「地域活動について」の課題

- ①空き家や空き部屋の活用など、身近な地域での活動拠点の確保が求められている。
- ②新たな地域人材の発掘や育成により、活動の担い手を増やすことが求められている。
- ③地域活動に参加していない人にとって、参画しやすい仕組みや参加したいと思う魅力的な企画が求められている。
- ④地域福祉活動の担い手を支える仕組みや、活動内容や立場に合わせて必要な知識や技術を高める研修講座などが求められている。

(3)「地域の問題に対する意識について」の課題

- ①住民の共通課題として関心の高い、災害時対応や防犯・防災面の不安解消、環境、医療や健康などをきっかけとした、地域づくりが求められている。
- ②独居・認知症高齢者の見守り、生活困窮者の自立支援、権利擁護・成年後見制度の活用など、専門職支援と住民の見守りを組み合わせた安心して暮らせる仕組みが求められている。
- ③多様な子育てのニーズに柔軟に対応できる仕組みが求められている。
- ④地区ごとに異なる様々な課題を分析整理し、その地区にあった福祉施策に取り組む仕組みが求められている。

(4)「社協活動の充実と基盤整備について」の課題

- ①SNSなど最新の情報技術を活用した情報発信の拡充が求められている。
- ②“問題や悩みを整理する”、“支援が必要な人をサービスに繋げる”ための総合相談窓口の充実が求められている。
- ③広範な住民の参加や理解のもとに、地区社会福祉協議会の活動の拡充が求められている。
- ④事業を通し、社会福祉協議会の理念やビジョンの一層の理解を深めていくことが必要となっている。

(5)「他機関との連携やネットワーク整備について」の課題

- ①「地域包括ケアシステム」の下に、予防やリハビリ、在宅介護・医療連携の充実など、将来の社会を見据えた福祉施策の充実に向けた連携・協働が求められている。
- ②様々な担い手が活動に参加していく仕組みや、活動間のコーディネートなどネットワーク構築が求められている。

第2章 基本理念とめざすまちの姿

1. 改定計画の考え方

(1) 計画の特徴

世田谷区住民活動計画は、誰もが安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指して、住民が主体的に地域福祉に参画するための指針と、それを支援する社会福祉協議会の取り組みを示す「地域福祉を推進する計画」です。

めざすまちの姿の実現に向けて住民、事業者、行政が協働し、取り組む方針を明らかにしました。

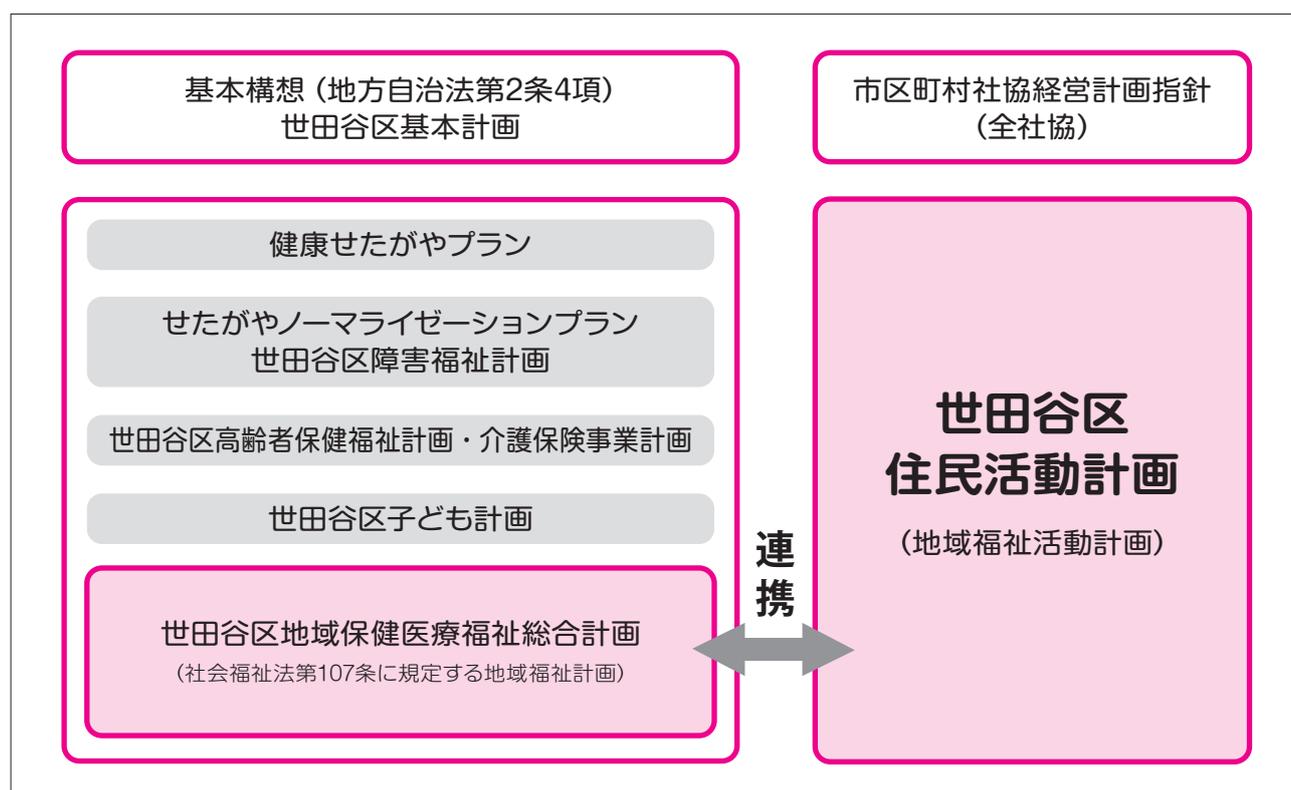
また、目標達成に向けて、「具体的な取り組み」を掲げるとともに、今日的な課題に対応するための社会福祉協議会の方針を示しています。

取り組みのさらに詳しい内容については、この計画をもとに、区社会福祉協議会各年度の事業計画において具体化させていきます。

また、各地区社会福祉協議会の各年度の事業計画との連動性を高め、地区の多様な生活課題の解決に向けた、住民主体の取り組みを強化していきます。

世田谷区基本計画および世田谷区地域保健医療福祉総合計画(社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」)や、区のその他の関連計画との整合性を図ります。

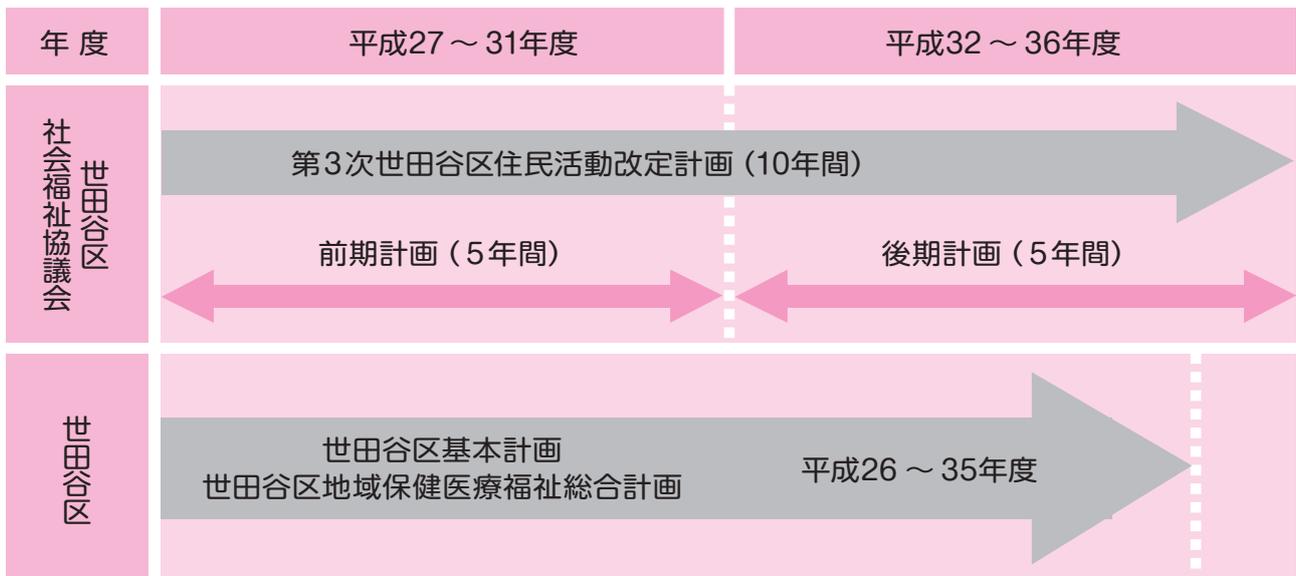
【行政計画と住民活動計画の関係】



(2) 計画の期間と進捗管理

計画の期間は、平成27年(2015年)度から平成36年(2024年)度までの10カ年です。平成27年(2015年)度から平成31年(2019年)度の5カ年を前期計画、平成32年(2020年)度から平成36年(2024年)度の5カ年を後期計画と位置づけます。

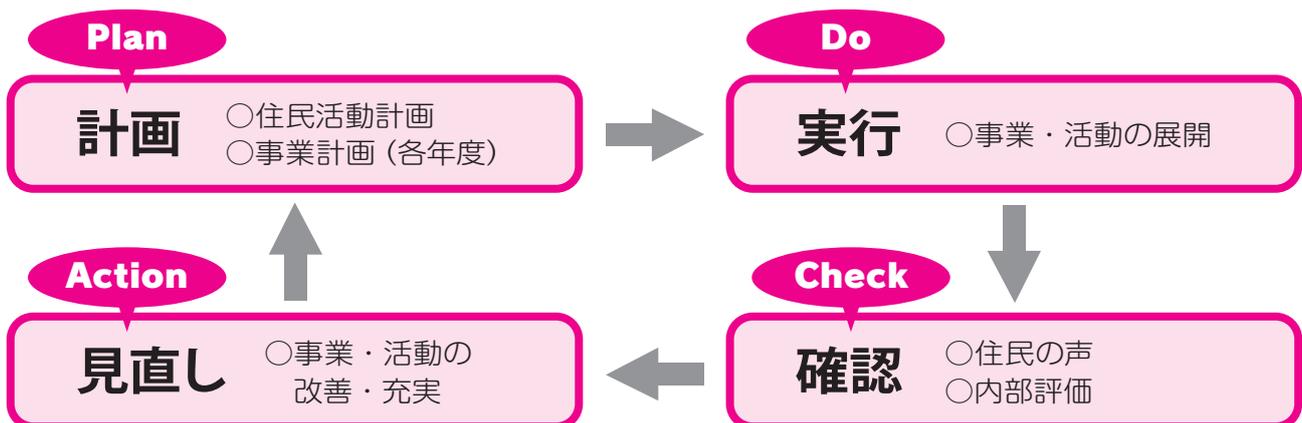
世田谷区の計画との整合性を図りながら進め、今後の世田谷区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したときには、必要な調整を図っていきます。



【進捗管理】

本計画に基づいて各年度の事業計画を策定し、地域福祉の推進に取り組みます。また、第3次世田谷区住民活動計画の改定と合わせて、平成27年度から29年度までの3カ年の「重点施策アクションプラン」を策定します。このアクションプランを活用して、各事業の中期的な目標と取り組み内容の明確化を図ると共に、事業予算・決算との連動性を担保することで、重点事業の進捗状況や成果、課題等を評価・検証し、着実な進展に繋がっていきます。

活動の成果は、住民や社会福祉協議会関係者からのご意見、内部評価を経て取りまとめ、公表します。評価結果をふまえて、活動・事業の改善・充実を重ね、後期計画の発展に結び付けます。



2. 基本理念

いつまでも住み続けたい福祉のまち

～住民の誰もが、個人として尊重される自立と支えあいの世田谷の創造～

高齢になっても、障害があっても、尊厳を持って自分らしい生き方ができ、安心して次世代を育むことができる福祉のまちを、地域の多様な機関との協働により実現します。社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会はその中核的な役割を担います。

※ ここでいう福祉は、狭義の福祉ではなく、「幸せ」「豊かさ」など、住民同士の助けあいと支えあいにより安心して住み続けられる地域社会を、「福祉」という言葉で表しています。



めざすまちの姿と取り組み方針

▶めざすまちの姿

やさしい ふれあいのある まち

障害の有無や世代を超えた出会いや交流、助けあいのきっかけが豊富にあるまち

- 気軽に挨拶し、話ができるまち
- 若い世代が積極的に参加できるまち
- 障害の有無や世代の違いを越えた交流のきっかけのあるまち

支えあい・ 助けあいのある まち

近隣の人との日常的なつきあいや支えあいがあって、信頼を感じられるまち

- みんなが声をかけあって助けあうまち
- 若い人から高齢者まで手を取りあえるまち
- 福祉の意識をもち、隣近所の支えあいがあるまち

安心を 感じられる まち

防犯や防災、見守り、人権を守る取り組みがあり、安心を感じられるまち

- マナーを守り犯罪のない秩序のあるまち
- 防災に強く、安心して住み続けられるまち
- 住む人すべての人権が守られるまち
- 自然を大切に作る清潔なまち

次世代に うけつがれる まち

まちに対する愛着や誇りが、次世代にうけつがれていくまち

- 住民が誇りを持って住めるまち
- 子ども達に夢と希望を与えるまち
- 多世代が交流し、次世代へつなぐまち

▶めざすまちを実現するための 取り組み方針



▶地域福祉の推進基盤の整備

地区の特性に合わせた地域資源の効果的な活用に向けた基盤整備

3. めざすまちの姿と取り組み方針

(1) めざすまちの姿

「いつまでも住み続けられる福祉のまち」の実現に向けて、4つの「めざすまちの姿」を掲げます。

1 やさしいふれあいのあるまち

住民同士の交流は、「いつまでも住み続けられる福祉のまち」実現の第一歩です。

しかし、核家族化の進展や地域社会の変化に伴い、隣近所のつきあいや住民同士がふれあう機会は少なくなり、住民の「孤立化」が進行しています。

孤立防止に向け、住民同士が出会い、知りあい、言葉を交わすきっかけが地域にたくさんあって、障害の有無や世代の違いに関わらず、住民が気軽に挨拶をし、話ができる、「やさしいふれあいのあるまち」を目指します。

2 支えあい・助けあいのあるまち

近隣の住民との日常的なつきあいや支えあいの中から、地域に対する信頼が生まれてきます。

地域の中での課題は、ちょっとした気配りや困ったときの支えあいで解決できるものもあります。また、住民の様々な気づきを助けあう関係づくりへと繋げていくためには、住民同士の交流や、学習の機会が欠かせません。

住民同士が声をかけあい助けあうことで、地域に対する信頼につながっていく、「支えあい・助けあいのあるまち」を目指します。

3 安心を感じられるまち

防犯や防災、地域の中での見守りや、権利を守る取り組みにより、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

自然災害や特殊詐欺(振り込め詐欺等)などの犯罪は、日常生活上の支援を必要とする高齢者、障害者や子どもにとっては、より大きな問題となります。

地域の中で地域住民の権利を守り、住民や地域福祉活動団体等との多様なネットワーク構築を進め、地域全体で見守っていく「安心を感じられるまち」を目指します。

4 次世代にうけつがれるまち

住民の誰もが「世田谷に住んでいてよかった」と思えるようなまちをつくっていくためには、次世代を担う子どもたちに夢と希望を与え、住民がまちへの愛着や誇りをもって住めるようなまちをつくっていくことが重要です。

地域を守り育てる活動が世田谷に住む幅広い世代によって引き継がれ、まちに対する想いや活動が、絶えることなく次の時代へとつながっていく「次世代にうけつがれるまち」を目指します。

(2)めざすまちを実現するための取り組み方針

めざすまちの実現の道筋は、まず、住民同士が知りあい、身近な地区での「交流」の機会を大切にするとところから始まります。

知りあった住民同士の誘いあいで地域活動への「参加」を進め、参加を通して、互いに支えあい、助けあう「互助」の力を一緒に育てていきます。

こうして生まれるさまざまな取り組みは、地域の課題やニーズの解決に向けて、地区としての「合意」の芽を育みます。さらに、住民と行政や関係機関との「協働」のもとに、福祉のまちづくりの目的を共有し、めざすまちを実現する取り組みに発展していきます。

「交流」「参加・互助」「合意・協働」による地域住民・機関の関わりを通じて、“ひとりでも多く”の住民が誇りと愛着を感じられるような地域社会を育て、次世代につないでいきます。

この取り組み方針では、地域住民、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティアグループやNPOなどの地域に根ざした住民主体の取り組みを示します。

1 気づく・学ぶ(交流)

地域に目を向け、地域を知ることは新しい出会いのきっかけでもあり、住民同士、気軽に声を掛け合えるような地域づくりの第一歩となります。

住民同士の繋がりや近所への関心が希薄化している今日、地域の中で日々実施されている様々な地域活動や、地域に関連する学習の機会などに関する情報を“ひとりでも多く”の住民に届けて、活動を広げていきましょう。

2 参加する・ふれあう

自分の興味や関心に合った、身近な地域活動に継続的に参加し、ご近所同士の顔の見える関係や挨拶しあえる関係を作るとは、孤立・閉じこもりの予防や、防犯の効果も期待できます。

障害の有無や世代を問わず活動に参加できるよう、歩いて行ける身近な所で、楽しめる場や安心できる場を作り、住民同士のふれあいを広げましょう。

3 支えあう

地域福祉活動への参加を促進することで、住民同士の“困ったときはお互い様”の関係を広げていくことは、地域の互助の力を育みます。

ご近所づきあいの希薄化が進む中で、身内以外の誰かに頼ることや、自分や家庭の悩みを見せることに抵抗を感じる人は少なくありません。

気負うことなく少しずつ、顔見知りの関係、挨拶できる関係から一歩踏み出し、日常的に支えあえる関係を作っていきましょう。

4 課題を考える

地域には、一人暮らしの高齢者・障害者・子育て中の母親など、生活のしづらさや不安を感じている人が暮らしています。

また、こうした福祉的な支援が必要な生活課題を抱えている人は、地域との接点が少なく、孤立している場合もあります。

身近な生活課題に目を向け、“住民ならでは”の解決に向けた取り組みを進めるとともに、孤立させないまちをつくっていきましょう。

5 自ら取り組む

仕事や子育て、家事、趣味の時間など、一人ひとりのライフスタイルによって、地域福祉活動への関わり方は異なります。

担い手として、安心して活動に関わり続けるためには、役割の範囲や責任を明確にすることや、分担することが大切です。

一人でも多くの住民が、自ら進んで地域福祉活動の担い手となれるよう、一人ひとりの出来る範囲や得意なこと、役割を意識しながら活動を進めていきましょう。

6 地域で解決する

近年、行政や専門機関だけでは対応できない生活課題が増えています。

また、一方で大規模地震等災害時の対応や防災・防犯対策など、住民だけでは解決できない課題もあります。

身近にどのような専門機関や団体があるかを知り、住民と各分野の専門機関や団体、行政で情報を共有して、それぞれの特長を生かした役割分担のもとに協働を進め、地域の課題解決力を高めていきましょう。

7 次世代へつなぐ

子どもたちは世田谷の未来を築く、次世代の担い手です。

子どもたちや若い世代の住民が無理なく楽しく、主体的に地域活動に参加できるような機会を積極的に演出し、自分たちのまちへの愛着を育ていけるよう、世代を越えて地域づくりに取り組みましょう。

(3)地区の特性に合わせた推進基盤の整備

- 世田谷区基本計画では、地区の特性に合わせたまちづくり活動の目標として、「地区ビジョン」を掲げ、地区住民や活動団体等が一体となって、それぞれのビジョンの実現に向けて取り組む方針を打ち出しています。
- 高齢化率を地域別に見ると、平成26年7月1日時点で一番低い世田谷地域が約19.1%、一番高い烏山地域が20.4%と、約1.3%もの開きがあるなど、人口構成や地域の課題、また、それらを解決するための地域資源の量や種類なども地域や地区によって異なります。
- 社会福祉協議会においても、地区の特性に合わせて、地域住民が主役となって地域福祉活動を進めていけるよう、平成18年度から、概ね出張所・まちづくりセンター管内を圏域として、28の地区社会福祉協議会を設立し、「地区の課題の発見・共有・解決」を合言葉に、多様な取り組みを展開してきました。
- 今後、高齢化の進展に伴う一人暮らしや認知症高齢者、生活困窮者の増加、社会的孤立に起因する孤独死や虐待など、多様化・複雑化する生活課題に対し、一定の圏域でボランティアや福祉活動団体、行政や専門機関が連携・協働し、地域の課題解決力を高めていかなければなりません。
- そのために、地区を圏域として「人」「もの」「金」「時間」「情報」に大別される地域の様々な“資源”を効果的に活用して、めざすまちの実現に向けた住民主体の取り組みを展開できるよう、地区を基軸に各施策を通して住民活動基盤の整備を進めます。

【住民の活動を支える地域資源の例】

「人」	問題解決に取り組む当事者、保健・医療・福祉などの専門家、住民、ボランティア等幅広い人材等
「もの」	保健・医療・福祉・教育・公民館等の施設、サービス・活動、住民関係、地域関係、地域への愛着、専門職ネットワーク等
「金」	活動資金等
「時間」	就業時間、地域活動をする時間、課題を共有化し、合意して取り組むタイミング等
「情報」	資源情報、サービス利用者情報、ニーズの情報、相談窓口における情報等

第3章 取り組み方針と具体的な取り組み

1. 計画の体系

めざすまちの姿

1. やさしい ふれあいのあるまち

障害の有無や世代を超えた出会いや交流、助けあいのきっかけが豊富にあるまち

2. 支えあい・ 助けあいのあるまち

近隣の人との日常的なつきあいや支えあいがあって、信頼を感じられるまち

3. 安心を 感じられるまち

防犯や防災、見守り、人権を守る取り組みがあり、安心を感じられるまち

4. 次世代に うけつがれるまち

まちに対する愛着や誇りが、次世代にうけつがれていくまち

取り組み方針

(1)【気づく・学ぶ】

近隣への関心や意識を高め、地域を知り、福祉について学ぼう

住民活動の視点

- ・ 様々な手法で、地域活動の情報を届ける

(2)【参加する・ふれあう】

障害の有無や世代を超えて活動に参加し、ふれあおう

住民活動の視点

- ・ 誰もが楽しめて、安心できる場をつくる

(3)【支えあう】

地域の中での支えあいをお互いにして、互いの生活と地域をより良くしていこう

住民活動の視点

- ・ 一歩踏み出し、お互いの生活を気にかける

(4)【課題を考える】

身近な生活課題について、みんなで考えよう

住民活動の視点

- ・ 課題を把握する
- ・ 課題の発生を予防する

(5)【自ら取り組む】

地域福祉の担い手として活動に取り組もう

住民活動の視点

- ・ 自分ができるところを担う
- ・ 自分たちで企画する

(6)【地域で解決する】

福祉の関係機関とともに、地域の課題解決力を高めよう

住民活動の視点

- ・ 支援が必要な人を見逃さない

(7)【次世代へつなぐ】

福祉のまちをみんなでつくり、次世代へつないでいこう

住民活動の視点

- ・ 子どもや若い世代と一緒に地域づくりに取り組む

取り組みの柱(課題)

具体的な取り組み(重点施策)

- 地域への関心を高めるための意識啓発
- 広く住民に情報を届けるための広報ツールの拡充

- 1) 地区における交流・啓発事業
- 2) 広報事業 (SNSの活用)

- 誰でも地域活動に参加できる仕組みや、参加したいと思う魅力的な企画
- 身近な活動場所の確保

- 1) 地域活動参加促進事業

- 近隣住民同士が知り合い、支えあう関係づくり

- 1) 地域支えあい活動支援事業
- 2) 地域福祉活動団体支援事業

- 専門職支援と住民同士の見守りや支えあいを効果的に組み合わせる仕組みづくり
- 広がる住民の「孤立」への対策
- 子育てや障害者に関する多様なニーズに柔軟に対応できる仕組みづくり

- 1) 生活困窮者自立相談支援事業
- 2) 成年後見支援事業
- 3) あんしん事業
- 4) ふれあいサービス
- 5) 認知症高齢者対策事業
- 6) 子育て支援事業
- 7) 障害者支援事業

- 地域福祉の担い手をサポートする体制や、スキルアップの仕組みづくり
- 新たな地域活動の担い手の発掘

- 1) 地域福祉人材育成プロジェクト
- 2) 地域福祉推進員活動支援

- 様々な立場の担い手が活動に参加していく仕組みや活動間のコーディネート
- 住民の関心の高い災害時対応、防犯・防災、環境、医療などをキッカケとした地域づくり
- 介護予防やリハビリ、在宅介護・医療と地域福祉との連携強化

- 1) 災害時福祉課題対応事業
- 2) 地区における課題発見・解決事業
(地域包括ケアシステムとの連動)

- 子どもや若い世代が地域に関心を持ち、実際に関わる仕組みづくり

- 1) 次世代育成事業

2. 基本理念を実現させるための重点施策

取り組み方針に基づく重点事業の今後の方向性を示します。(平成27年4月時点)
各重点事業は、以下に掲げる方向性のもとに作成する「重点施策アクションプラン」を作成し、区社会福祉協議会および地区社会福祉協議会の各年度の事業計画において具現化させていきます。 ※赤で表記している事業が重点施策です。

1. 気づく・学ぶ

地区における交流・啓発事業(拡充)

地区社会福祉協議会が中心となって、地区の特性を生かした事業を通してひとりでも多くの住民参加を促し、身近な住民同士の交流の輪を広げます。

広報事業(SNSの活用)(新規)

より多くの住民に情報を届けるためにSNS(フェイスブック・ツイッター等)やタブレット端末などの活用を進めます。

福祉でまちづくり学習会(継続)

地区の実情に合わせて地区社会福祉協議会の事業計画の中で実施していきます。

地区懇談会の充実(継続)

地区の実情に合わせて地区社会福祉協議会の事業計画の中で実施していきます

地区内の調査(統合)

【取り組み方針6.地域で解決する】に位置づけている「地区における課題発見・解決事業」の中で、地区単位での関係団体の連携を目的とした調査活動を進めます。

2. 参加する・ふれあう

地域活動参加促進事業(拡充)

地域で開かれる様々なイベントへの出展や、地域交流事業の実施を通して住民の地域活動への参加を拓げます。また、空き屋・空き部屋の活用や地域支えあい活動拠点利用拡大を通して地域活動拠点を確保してきます。

地域の支えあい活動実践者研修(統合)

新たな地域人材の育成を目的とした研修体系の整備に伴い、【取り組み方針5.自ら取り組む】に位置づけている「地域福祉人材育成プロジェクト」に統合します。

ふれあい福祉入門講座(統合)

新たな地域人材の育成を目的とした研修体系の整備に伴い、【取り組み方針5.自ら取り組む】に位置づけている「地域福祉人材育成プロジェクト」に統合します。

地域支えあい活動支援事業(拡充)

閉じこもりや孤立を解消し、近隣住民同士が知り合い、支えあう関係を広げていくために、サロンや子育てサロン、ミニデイの運営支援を強化します。

地域福祉活動団体支援事業(拡充)

各種助成事業等をきっかけとして、地域福祉活動団体との繋がりを広げ、団体間のネットワークや、情報支援等の強化を図っていきます。

成年後見支援事業(拡充)

認知症や障害のために判断能力が十分でなくても安心して生活ができるように、制度の普及啓発とともに法定後見人や任意後見契約の受任を広げます。

あんしん事業(拡充)

地域と連携して事業の周知を行い、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用契約等に支援が必要な住民の早期発見・早期対応を強化します。

ふれあいサービス事業(拡充)

介護保険法の改正を受け、高齢者の日常生活支援をより柔軟に実施できるよう、協力会員の増加に向けたフォローアップ研修の強化とともに、専門職との連携を強化し、支援が必要な人を見守る地域づくりを進めていきます。

障害者支援事業(新規)

障害者関連の法改正と合わせて、障害の有無に関わらず安心して暮らしていける地域づくりに向け、福祉喫茶の機能を見直すとともに、社協らしい障害者施策の実施に向けた検討を進めます。

生活困窮者自立相談支援事業(新規)

低所得者や失業者、生活保護受給者等に対し、生活資金の貸付・住居確保・就労支援等を一体的に提供することで、自立を目指す総合相談支援に取り組みます。また、貧困の連鎖の解消を目指し、子どもの学習支援事業も展開します。

子育て支援事業(新規)

ファミリーサポート事業を中心に、産前やひとり親支援など、多様化する子育てのニーズに的確に対応できるよう、新たな枠組みで事業を実施します。

認知症等高齢者支援事業(新規)

認知症高齢者の増加を見据え、認知症になっても安心して暮らしていける地域に向けた居場所づくりや、徘徊者を検索するためのネットワーク構築に取り組みます。

5. 自ら取り組む

地域福祉人材育成プロジェクト(新規)

複雑かつ多様化する個別の生活課題に積極的に関わり、解決や予防に向けた取り組みを推進することができる住民の育成に向けた各種研修の体系化および、身近な地区でのコーディネート機能の整備を進めます。

地域福祉推進員活動支援(拡充)

地区社会福祉協議会の発展に向けて、主たる構成員である地域福祉推進員への研修や地区社会福祉協議会事業を通して活動支援を充実させていきます。

身近な相談体制の構築(統合)

【取り組み方針6. 地域で解決する】に位置づけている「地区における課題発見・解決事業」の中で、地区における身近な相談・支援体制の整備を進めます

6. 地域で解決する

地区における課題発見・解決事業(新規)

地区を単位として、地区特性やニーズに合わせた地域人材の発掘や育成、イベントへのボランティアの派遣、関係団体のネットワーク化等を通して地区の様々な課題の解決に取り組む「地域福祉コーディネート推進事業」を展開します。

災害時の福祉課題対応事業(拡充)

行政や災害ボランティアセンターなどの関係機関や住民との協働により、災害時の在宅避難者の安否確認やニーズ把握の体制づくりを進めていきます。

地域福祉活動団体と専門機関の連絡・交流(拡充)

「地区における課題発見・解決事業」の中で、地区単位での活動団体や専門機関等の情報交換や交流機会を確保していきます。

7. 次世代へつなぐ

次世代育成事業(新規)

地区社会福祉協議会が主に子ども対象として、これまで取り組んできた「世代間交流事業」や「福祉体験学習事業」「ジュニアボランティア事業」等を組み合わせて、子どもたちの地域への愛着を育むことを目的とした、新たな地区社会福祉協議会事業を展開します。

第4章 今日の課題に対応した社会福祉協議会の取り組み方針

1. 住民の立場に立った多様な生活課題への対応

地域における孤立、孤独死、虐待、貧困等の問題が深刻化しており、従来の高齢、障害、子ども・子育て、生活保護などの福祉サービスの制度枠組みでは、対応できなくなっています。一方で、社会福祉法人・NPO・民間企業などサービス提供機関の多様化とともに、福祉サービスを利用する住民が増えています。

社会福祉協議会は、改めて生活者の視点に立ち、ニーズに合わせて必要な福祉サービスと地域福祉活動のあり方を検討し、制度として実施されているサービスや行政・社協・社会福祉法人によるサービス(公助)、自ら問題の解決にあたるシステム(自助)、そして住民の多様な福祉活動(共助)、日常生活において困った時に助け合うシステム(互助)を組み合わせ、新たな視点から多様な生活課題への対応力を高めていきます。

(1) 身近な相談体制の充実(出張所・まちづくりセンターへの職員配置)

区は、地域行政及び地域保健医療福祉総合計画の地域包括ケアシステムの一環として、区民の様々な困りごとや相談を聞き取り、受け止め、整理するなど身近な相談体制の一層の充実を図るため、行政拠点である出張所・まちづくりセンターの施設内に「あんしんすこやかセンター」「社会福祉協議会」の一体整備を計画しています。

当協議会は、区の計画にもとづき職員1名を出張所・まちづくりセンターに配置し、福祉相談とともに地区内の福祉課題の把握・分析、地区の福祉活動に係る人材の発掘・育成、活用、また住民ニーズ・状況に合わせて、ふれあい事業や成年後見、生活困窮者支援などへの繋ぎ等、地区を圏域とした地域福祉コーディネート機能の強化を図って参ります。

平成26年度にモデル地区として砧地区で実施し、平成27年度に池尻、松沢、用賀、上北沢地区への拡大が予定されており、平成28年度においては施設状況等でやむを得ない地区を除いて全地区展開を図る予定です。

(2) 日常生活支援事業の再整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が増加し、福祉サービスを利用するまでには至らない、細かな困りごとへの対応を必要とする方々の生活ニーズが増す中で、地域を基盤とした高齢者への自立支援に対する総合的な取り組みが重要です。

そこで、社会福祉協議会は、従来のふれあいサービスを中心とした日常生活支援の拡充に向け、区と連携し、介護保険法の改正に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みます。

ふれあいサービスのサービス内容や対象者の見直し、人材育成研修について検証を行いながら、サービスの充実と新たな人材確保を目指すとともに、区内の日常生活支援サービス提供団体と連携を強化することで、区民からの相談をたらい回しにしない、高齢者等の日常生活支援事業のワンストップ・サービス体制を構築して参ります。

(3) 生活困窮者自立支援事業の拡充

近年の生活困窮に関する課題は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複

数の課題が重層的に組み合わされている点に特徴があります。このような住民が困窮状態から脱却し、自立生活を取り戻すには、対象者を早期に発見・対応するとともに、継続的に寄り添いながら、社会的自立を支えていくことが重要です。

今後、事業の仕組みや必要性への理解を広げるための広報を強化するとともに、区や専門機関をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の住民も含めた早期発見・包括支援を目的としたネットワークの構築に取り組みます。

社会福祉協議会は、総合相談と住宅支援給付を区より委託されています。今後は、あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)、生活福祉資金事業などの既存の社協事業との連携を図るとともに、生活困窮家庭の子どもへの学習支援を検討していきます。



(4) 成年後見事業の拡充

認知症や障害がある方が、住み慣れた地域で自分が望む生活を実現するためには、ご本人に寄り添って、生活全般の支援をする仕組みが必要です。社会福祉協議会では、「あんしん事業」や「成年後見制度」を活用して、住民生活を支えるため、次のことに取り組みます。

- ①「あんしん事業」や「成年後見制度」が、支援を必要とする住民につながるように、啓発活動や相談を強化します。
- ②社会福祉協議会として、あんしん事業や成年後見人・任意後見契約を積極的に受任することで、住民個別の生活支援を行います。
- ③老後の不安を安心に変えるため、将来の自分の望む生活や対応策を考え、書き記すことを通じ、自らの人生に前向きに備える「私のノート」の取り組みを普及します。



(5) 子ども施策の拡充

全国的に少子高齢化が進む中で、世田谷区内の年少人口は増加傾向にあります。また、子育て世帯は、新たに建設される大規模マンションへ居住するケースが多く、地区偏在も顕著になってきています。

これまで実施してきた子育てサロンへの支援とともに、周産期の母親への講座、親へのリフレッシュ講座を開催し、産前産後や乳幼児期、学齢期など、子どもの成長に合わせた子育てのニーズへの対応を図っていきます。

また、これまで行ってきた子育て支援事業については、区の「ファミリーサポート事業」を受託し、NPO法人等と協働してサービスの質・量の拡充を図るとともに援助者の研修を見直し、子ども・子育てに関する支援体制の構築を進めていきます。



(6) 障害者支援施策の拡充

区内4箇所で開催している「福祉喫茶」は、世田谷区が実施している保護的就労制度として位置づけられ、障害を持つ従事者が一般就労を見据えて、喫茶業務に取り組んでいます。

今後、保護的就労制度において一般就労へ移行の目処が5年と定められたこともあり、より多くの従事者が福祉喫茶で経験を積み、一定期間の中で着実に就労意欲の喚起や、自立に向けた生活能力の向上を図れるよう、知的障害者就労支援センターと連携し、支援プログラムを整備していきます。

また、昨今の障害者関連法の改正案を受けて、障害の有無に関わらず、安心して暮らしていける地域をつくるために、社協に求められる役割や具体的な機能について、地域住民や障害者団体を交え、中長期的観点からの障害者支援施策の実施に向けた検討を進めていきます。

2. 新たな地区社協の取り組み



地域には孤立・虐待・貧困・引きこもり等の生活課題が広がっているとともに、その多くは潜在化しています。今後は、生活に課題や不安を抱く方々と同じまちで暮らす地域福祉推進員による気付きや福祉活動がますます必要とされます。

これからの地区社協には、住民が主体となってわがまちの生活課題を自ら「発見」「共有」し、「解決」していくための活動を支援し、必要に応じた専門関係機関へのコーディネート機能が一層求められています。社協としては、地区社協活動の継続的实施と安定的運営を図るため、各地区社協の地域的特性、地区社協の設立経緯と組織の実情を尊重し、地区・地域住民との一体感を重視しながら支援を行っていきます。特に、専門的支援として、直面する多様な課題を解決するための情報の提供、問題解決に向けた協働した取り組みを強化して参ります。

平成26年度に2地区で実施した、東京都社会福祉協議会の「課題発見・解決志向型の地区社協設置・運営モデル事業」の検証を行い、新たな地区社協の取り組み方針を策定していきます。

3. NPO法人・団体、地域住民組織への支援・連携の拡大



NPO法人・団体、地域住民組織の地域福祉活動を支援するために、研修や活動のための助成金等の情報提供を実施するとともに、活動の支援等を行います。

社会福祉協議会は、中間支援組織(各活動やサービスをつなげるコーディネート機能や、民間団体や地域住民等を支援し、その働きを強化する媒介・仲介的機能を備えた組織)が形成されていない分野に対しては、区民の利便性の向上のため、NPO法人・団体、地域住民組織等に働きかけ、情報を共有し、連携を拡大します。また、すでに中間支援組織がある場合は、それを支援する等団体間連携の仕組みを充実します。

4. 地域福祉活動の拡充に向けた多様な活動拠点の確保



サロンやミニデイ等の地域支えあい活動グループやNPO等福祉活動団体などの増加に合わせて、活動できる場所を確保することは大きな課題であり、地域の様々な資源の活用・開拓を進め、活動場所の量的拡大と地区偏在の解消を図ります。

現在、地域支えあい活動の推進のために、23ヶ所運営している「ふれあいの家」や学校の空き教室等を活用した「支えあいルーム」においては、土日や夜間利用等活用方法を見直し、利用団体の拡充を図ります。

また、空き家・空き部屋活用を進め、身近で気軽に参加できる場づくりとともに、活用を通して、所有者(ひとり暮らし高齢者・障害者等)の孤立予防や生活の安心を確保します。

さらに、区内の民間・福祉施設の空きスペース等を近隣の福祉活動団体が利用できるよう、施設との連携を強化していきます。

5. 災害時における社会福祉協議会の役割



地区社協を中心とした支えあい活動等を通じ、平時から福祉的サポートが必要な方々とのつながりを重視し、災害時における支援体制の構築を進めます。

世田谷区及びボランティア協会との災害協定に基づき、初動期は、高齢者や障害者など、避難所への移動が困難な方や、在宅で避難生活をされる方への支援を集中し、安否確認をはじめとする多様な担い手による重層的な支援体制を構築します。

被災生活期には、福祉的サポートが必要な方々に対し、在宅や避難所での被災生活における精神的負担や不安を取り除き、日常生活を取り戻していくため、地域支えあい活動などの身近な活動を通じて支援します。

6. 職員の役割意識と地域福祉コーディネーターの育成



近年、孤立・虐待・貧困・引きこもり等といった生活課題が多く発生しています。

このような中、今後の社協の取り組みは、地域支援活動や福祉保健サービスの利用支援等のもとより、生活福祉課題を抱える個人を地区・地域として支えていく仕組みづくりと、必要な地域福祉資源を開発・先導していく役割が求められています。

これらの社会的要請に応えるために、社協職員は、以下の実践に取り組みます。

- ①アウトリーチ(直接出向き、手を差しのべる)により、個人や地区の課題を認識し解決に取り組みます。
- ②個別支援と地域支援を合わせた総合的、包括的支援を行うために、特に人と人・人と団体・団体と専門機関等、様々なセクターをつなぐ地域支援に取り組みます。
- ③様々なニーズに迅速かつ包括的に取り組むために、地域支援を重視しながら解決に向けて行動する地域福祉コーディネーターの養成研修に取り組みます。また、地域福祉コーディネーターの役割を地区担当職員が担うことが求められているという認識のもと、各所長がバックアップする仕組み等を検討していきます。

7. 安定的な財政基盤の整備



当社会福祉協議会の財政運営は、中長期的な視点で非常に厳しい状況にあり、中長期的視点から当社会福祉協議会の経営改善を図るため、平成26年度を初年度とする「財政収支改善計画」を策定し、安定的な財政基盤の整備を進めています。

この計画では、単に経費削減を徹底する緊縮型ではなく、時代にそぐわない事務事業の見直しを進め、新たに福祉ニーズに積極的に取り組み、組織規模の拡大と収益確保を図り、基金・積立金の活用を最小限にし、将来的に安定的かつ健全な財政基盤の構築を図ることを目的としています。

この計画を着実に実行することにより、現在の財政状況から脱却し、安定した財政状況での事業展開ができるよう取り組みます。

今後の社会福祉協議会に期待すること

2014年度は、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉等いくつかの福祉に関わる計画の作成年度であり、また国においても、新たな法が成立し、施策の転換とも言える大きな改革がなされました。これらに共通することは、急激に広がる貧困、孤立、孤独死、自殺者、行方不明になる認知症高齢者等の増加、家族の小規模化による家庭介護の難しさ等にどのように取り組むかという、従来の福祉の枠組みではとらえきれない現実に直面していることです。

以上のことから、地域という視点で事業を行う機関・団体であり、地域の様々な個人、組織が参加するという社会福祉協議会の本来の性格から、役割の期待が大きくなっていると思っています。そのため、改定委員会では、以下のことに留意しました。

① 目指すべき地域の姿を確認すること

地域特性を、可能性と課題の双方の視点から確認し、共に目指すべき地域を描くことをめざしました。

② 地域の生活課題の共有化

委員会のみならず、地域懇談会を行い、住民や機関・団体の方々が発言できる機会を設けました。

③ 地域の生活課題を把握するための多様な方法の確保

困難に直面する住民や家族が発する危機信号を察知するため、日頃地域で活動している内部職員、個人、関係機関・団体の方々からヒアリングを行いました。

④ 福祉・教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野との連携

生活課題を総合的に予防、解決していくために、広範な施策の連携が重要であり、社協として関わる総合的な取り組みを模索しています。また、そのために、地域福祉コーディネーターの役割を提案しています。

⑤ 地区社協を軸とした総合的生活支援の強化

今後、地域包括ケアシステムの展開における地区社協の役割への期待も大きいことは事実ですが、そのために、まずは地区社協を支援する方策の充実に向けた、地区担当職員による支援を強化しています。

住民活動計画を実現するためには、住民間、住民と行政、関連諸機関・分野など、多様な合意形成が重要となります。また、活動を担う人材の養成、育成も大きな課題です。本計画の策定に関わっていただいた方々が、今後、住民活動計画に基づく事業展開の中で、様々なかたちで担い手として参加して下さることを願っています。

結びに、本計画の改訂に関わっていただきました、区民や関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

第3次世田谷区住民活動計画改定委員会委員長
市川 一 宏



1 パブリックコメントの募集結果について

募集期間 ● 平成26年11月15日から12月26日

募集方法 ● 社協広報紙「いきいき福祉11月号」および社協ホームページにおいて意見を募集し、郵便、FAX、Eメールで受付を行った。

応募件数 ● 1件

ご意見 ●

1. やさしいふれあいのあるまち
地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援
2. 支えあい・助けあいのあるまち
住民等の交流会、勉強会等の開催
3. 安心を感じられるまち
福祉・医療・保健と生活に関連する公共的サービスの充実
4. 次世代に受け継がれるまち
高齢者、障害者が安心して暮らせる町づくり
要支援者、要介護者が必要なサービスを受けられる町づくり

回答 ●

いただいた視点を踏まえ、第2章の『めざすまちの姿』の説明文を以下のとおり再構成しました。(P. 14)

2. 支えあい・助けあいのあるまち

「住民等の交流会や学習の機会」という具体案を、『支えあい・助けあいのあるまち』をつくるうえで欠かせない要素として反映しました。

3. 安心を感じられるまち

「地域住民、ボランティア団体、NPO法人等」の多様な繋がりが、日常生活における安心へとつながっていくという表現を強調しました。

また、「高齢者、障害者が安心して暮らしていけるまちづくり」という点について、「誰もが」という表現に言い換え、活用させていただきました。

② 策定の経過

(1) 第3次世田谷区住民活動計画改定委員会

委員会	日程	内容
第1回	平成26年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> 改定に至る背景について 改定スケジュールについて 地域懇談会の実施について
第2回	平成26年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会のまとめと課題分析について 「基本理念と目指すまちの姿」について 改定計画の骨子案について
第3回	平成26年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実現に向けた基盤整備について 住民活動の視点について 具体的な取り組み(重点施策)について
第4回	平成26年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> 改定計画の中間まとめ(案)について パブリックコメントの実施について
第5回	平成27年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの募集結果について 重点施策アクションプランについて 「中間まとめ」以降の変更点等について

(2) 第3次世田谷区住民活動計画改定委員会作業部会

委員会	日程	内容
第1回	平成26年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> 改定主旨および作業スケジュールについて 改定計画の骨子案について 地域懇談会のまとめ(課題分析)について
第2回	平成26年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回改定委員会での検討議題について 改定計画の体系図について
第3回	平成26年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回改定委員会での検討議題について 改定計画中間まとめ(案)について

(3) 第3次世田谷区住民活動計画改定 地域懇談会

委員会	日程	出席者数	内容
玉川地域懇談会	平成26年5月15日	出席者：31名	<ul style="list-style-type: none"> 主旨説明 世田谷の地域福祉の現状について(基調報告) 地域の課題について(グループワーク)
砧地域懇談会	平成26年5月20日	出席者：26名	
世田谷地域懇談会	平成26年5月27日	出席者：26名	
烏山地域懇談会	平成26年6月2日	出席者：27名	
北沢地域懇談会	平成26年6月5日	出席者：24名	

3 委員等名簿

第3次世田谷区住民活動計画改定委員会 委員名簿

任期:平成26年2月1日～平成27年3月31日

委員会	氏名	所属・役職等	備考
委員長	市川 一 宏	ルーテル学院大学人間福祉心理学科教授	
副委員長	松本 すみ子	東京国際大学人間社会学部教授	
委員	西田 ちゆき	日本社会事業大学講師	
	根岸 茂	世田谷地域社協福祉推進協議会会長	
	手嶋 きみ子	北沢地域社協福祉推進協議会副会長	
	近造 迪夫	玉川地域社協福祉推進協議会副会長	
	安藤 芳彦	砧地域社協福祉推進協議会会長	
	新井 貞次	烏山地域社協福祉推進協議会副会長	
	宇田川 國一	世田谷区町会総連合会会長	H26.3 まで
	斎藤 重男	世田谷区町会総連合会会長	H26.8 から
	大森 猛	世田谷区民生委員児童委員協議会会長	
	伊藤 敏子	日本赤十字奉仕団世田谷分団委員長	
	興 梶 寛	世田谷ボランティア協会理事長	
	光岡 明子	せたがや福祉サポートセンター代表	
	清水 勝代	東玉川健康体操代表	
	松田 妙子	せたがや子育てネット代表理事	
	杉田 春義	世田谷区身体障害者福祉協会会長	
	佐々木 静枝	世田谷区社会福祉事業団訪問看護師特別参与	
	新海 美紀	世田谷区中学校PTA連合協議会会長	
	種田 淳一	船橋あんしんすこやかセンター管理者	
板谷 雅光	世田谷区地域福祉部長	H26.3 まで	
金澤 弘道	世田谷区保健福祉部長	H26.4 から	
松田 京子	東京都社会福祉協議会地域福祉部長		
福田 督男	世田谷区社会福祉協議会事務局長		

第3次世田谷区住民活動計画改定委員会作業部会 委員名簿

任期:平成26年4月1日～平成27年3月31日

委員会	氏名	所属・役職等
区	笹部 昭博	政策経営部 庁内連携担当課長
	安間 信雄	保健福祉部 生活福祉担当課長
	黒田 明敏	地域福祉課長
社会福祉協議会	田邊 仁重	権利擁護支援課長
	雨宮 弘仁	自立生活支援課長
	田中 昭子	地域福祉課 地域福祉推進係長
	松野 美香	地域社協課 砧地域社会福祉協議会事務所 主任
	坂田 悠也	地域社協課 烏山地域社会福祉協議会事務所 主事
	村田 みつ代	権利擁護支援課 成年後見センター 主任
	河本 信一	施設管理課 ひだまり友遊会館 主任
	遠藤 慧	地域福祉課 地域福祉推進係 主任

第3次世田谷区住民活動計画改定 地域懇談会

委員会	氏名	所属・役職等
全体進行	西田 ちゆき	日本社会事業大学講師
ファシリテーター	松野 美香	地域社協課 砧地域社会福祉協議会事務所 主任
	坂田 悠也	地域社協課 烏山地域社会福祉協議会事務所 主事
	村田 みつ代	権利擁護支援課 成年後見センター 主任
	河本 信一	施設管理課 ひだまり友遊会館 主任
	山本 学	地域福祉課 地域福祉推進係 主任
	尾崎 一美	地域福祉課 地域福祉推進係 主任
	遠藤 慧	地域福祉課 地域福祉推進係 主任

4 世田谷区・地域・地区の状況及び社会資源

総合支所	地区	面積 (Km ²)	世帯数	人口総数	高齢者 人口 (人)	高齢化率 (%)	ひとりぐらし 高齢者		高齢者のみ 世帯数		介護保険 認定者		年少人口 (0~14才)		園 区立・私立 保育	公 立	
							(人)	(%)	(世帯)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		小学 校	中学 校
世田谷	池尻	1.191	13,584	23,022	3,986	17.3%	1,298	5.6%	703	5.2%	812	20.4%	2,252	9.8%	4	3	
	太子堂	1.048	14,613	23,277	3,971	17.4%	1,324	5.7%	664	4.5%	773	19.5%	2,032	8.7%	5	2	2
	若林	1.169	15,288	26,207	4,777	18.2%	1,624	6.2%	783	5.1%	911	19.1%	2,581	9.8%	1	2	1
	上町	2.566	25,667	51,057	9,546	18.8%	2,911	5.7%	1,758	6.8%	1,922	20.1%	6,433	12.6%	4	3	2
	経堂	2.918	25,840	48,111	9,847	20.7%	3,107	6.5%	1,822	7.1%	1,931	19.6%	5,171	10.7%	8	3	1
	下馬	1.405	14,360	26,630	8,476	20.5%	2,650	10.0%	1,509	10.5%	1,633	19.3%	2,734	10.3%	5	1	1
	野沢	0.673	7,696	14,738	2,804	19.0%	—	—	—	—	—	—	1,783	12.1%	2	2	0
	上馬	1.363	15,709	27,405	4,953	18.2%	1,636	6.0%	849	5.4%	940	19.0%	2,757	10.1%	1	1	1
	12.333	132,757	240,447	45,556	19.1%	14,550	6.1%	8,088	6.1%	8,922	19.6%	25,743	10.7%	30	17	8	
北沢	梅丘	1.597	15,093	26,953	5,497	20.4%	1,689	6.3%	931	6.2%	1,098	20.0%	2,590	9.6%	5	3	0
	代沢	1.026	9,420	17,020	3,474	20.5%	1,014	6.0%	602	12.1%	706	20.3%	1,635	9.6%	1	2	1
	新代田	1.422	14,756	24,384	4,709	19.3%	1,462	6.0%	840	5.7%	973	20.7%	1,818	7.5%	2	3	0
	北沢	0.981	11,081	17,865	3,766	21.1%	1,299	7.3%	646	5.8%	862	22.9%	1,286	7.2%	2	1	1
	松原	1.494	16,601	28,392	5,493	19.4%	1,835	6.5%	992	6.0%	1,125	20.5%	2,497	8.8%	3	1	1
	松沢	2.125	16,098	30,433	6,310	20.8%	1,927	6.3%	1,167	7.2%	1,400	22.2%	3,210	10.5%	4	3	2
	8.645	83,049	145,047	29,249	20.2%	9,226	6.4%	5,178	6.2%	6,164	21.1%	13,036	9.0%	17	13	5	
玉川	奥沢	1.216	10,878	21,356	5,023	23.5%	1,477	6.9%	972	8.9%	1,020	20.3%	2,215	10.4%	3	2	1
	九品仏	1.245	8,989	16,775	3,734	22.3%	1,086	6.5%	692	7.7%	753	20.2%	1,536	9.2%	2	2	0
	等々力	2.883	18,248	37,557	7,073	19.0%	2,160	5.8%	1,260	6.9%	1,380	19.5%	4,761	12.7%	5	3	2
	上野毛	2.536	15,231	32,326	6,263	19.4%	1,752	5.4%	1,186	7.8%	1,222	19.5%	4,433	13.7%	2	2	1
	用賀	4.523	30,365	61,586	11,143	18.2%	3,440	5.6%	2,043	6.7%	2,078	18.6%	8,366	13.6%	11	5	2
	深沢	3.417	22,720	46,967	8,860	19.0%	2,504	5.3%	1,669	7.3%	1,712	19.3%	6,037	12.9%	7	2	2
	15.820	106,431	216,567	42,096	19.5%	12,419	5.7%	7,822	7.3%	8,165	19.4%	27,348	12.6%	30	16	8	
砧	祖師谷	1.670	12,698	25,710	5,988	23.5%	1,869	7.3%	1,153	9.1%	1,129	18.9%	3,240	12.6%	3	1	0
	成城	2.269	9,843	22,328	5,228	23.6%	1,433	6.4%	1,030	10.5%	1,075	20.6%	2,868	12.8%	2	2	1
	船橋	1.879	17,251	37,051	6,380	17.4%	2,100	5.7%	1,141	6.6%	1,260	19.7%	5,799	15.7%	7	4	2
	喜多見	3.976	14,647	31,886	5,773	18.1%	1,626	5.1%	1,057	7.2%	1,129	19.6%	4,727	14.8%	3	3	2
	きぬた	3.772	19,076	40,681	7,534	18.5%	2,259	5.6%	1,390	7.3%	1,377	18.3%	5,786	14.2%	6	1	
	13.566	73,515	157,656	30,903	19.7%	9,287	5.9%	5,771	7.9%	5,970	19.3%	22,420	14.2%	21	11	5	
烏山	上北沢	1.724	13,032	23,653	5,427	22.4%	1,735	7.3%	999	7.7%	1,066	20.3%	2,399	10.1%	4	2	0
	上祖師谷	2.159	14,220	29,897	5,471	18.5%	1,582	5.3%	1,000	7.0%	1,006	18.4%	4,270	14.3%	5	1	2
	烏山	3.837	32,401	61,443	12,604	20.7%	3,936	6.4%	2,318	7.2%	2,369	18.8%	7,031	11.4%	8	4	1
	7.720	59,653	114,993	23,322	20.4%	7,253	6.3%	4,317	7.2%	4,441	19.0%	13,700	11.9%	17	7	3	
合 計				※15132	※809	5.4%					*729						
		58.084	455,405 世帯	874,710 人	171,126 人	19.7%	52,735	6.0%	13,822	9.3%	34,936	20.4%	102,247 人	11.7%	80	64	31

※は外国人登録者数 H26/4

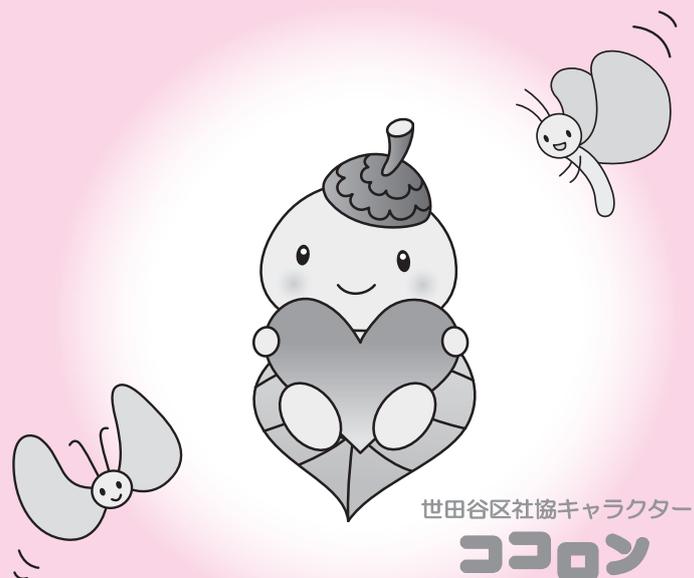
H26/4

(平成27年3月時点)

総合支所	地区	地域福祉推進員	社協会員				町会・自治会数	町会・自治会加入世帯数	町会加入率	委員 民生委員・児童 点数	支えあい活動拠 点数	ふれあい・いきいきサロン		ミニデイ		子育てサロン		ふれあいサービス		ふれあい子育て		NPO法人数
		合計	一般	特別	法人	会費額						団体数	参加者数	団体数	参加者数	団体数	参加者数	利用会員数	協力会員数	利用会員数	援助会員数	
世田谷	池尻	27	550	47	13	1,067,300	8	11,174	83.4%	18	1	10	183	2	61	2	23	26	17	125	20	14
	太子堂	24	381	58	23	867,900	7	10,124	70.0%	19	0	5	75	3	57	0	0	37	19	125	16	12
	若林	62	655	81	22	1,181,150	2	8,300	54.1%	22	1	15	279	3	60	1	20	23	28	156	33	18
	上町	67	1,225	42	25	1,371,650	6	12,475	48.5%	32	0	12	199	0	0	8	230	71	51	249	68	18
	経堂	73	4,771	57	23	2,749,054	8	10,105	30.0%	31	0	20	350	4	63	6	87	71	38	178	45	22
	下馬	45	1,637	60	10	1,481,200	6	12,667	81.1%	32	2	11	159	2	54	4	80	34	33	217	35	10
	野沢	35	840	46	10	1,015,550	4	5,220	67.8%	—	0	3	28	1	20	1	30	5	8	81	7	5
	上馬	49	626	74	40	1,566,000	5	9,420	60.1%	19	2	14	193	12	291	1	20	37	35	131	34	13
		382	10685	465	166	11,299,804	46	79,485	59.9%	173	6	90	1466	27	606	23	490	304	229	1181	251	112
北沢	梅丘	76	2,536	44	7	1,789,600	6	9,932	65.9%	21	0	19	386	0	0	0	0	29	24	99	24	19
	代沢	75	1,947	22	8	1,377,500	7	7,192	70.0%	17	0	11	192	1	18	1	40	16	13	64	9	5
	新代田	41	116	11	17	801,550	10	15,811	64.8%	18	0	8	259	2	58	1	8	29	14	65	19	12
	北沢	49	1,181	14	8	981,700	8	10,677	90.0%	17	0	20	355	3	82	2	40	12	14	51	14	11
	松原	47	859	115	40	1,958,100	4	9,200	55.5%	18	2	20	397	9	458	2	35	20	18	99	25	14
	松沢	45	635	69	19	1,727,794	12	10,169	63.4%	25	0	15	251	0	0	2	40	29	32	113	23	10
		333	7,274	275	99	8,636,244	47	62,981	75.8%	116	2	93	1840	15	616	8	163	135	115	491	114	71
玉川	奥沢	52	235	125	54	1,266,900	2	7,200	66.1%	16	1	22	410	0	0	2	20	17	11	86	31	6
	九品仏	35	546	48	15	1,254,400	3	4,992	55.5%	14	0	10	135	0	0	2	50	16	16	61	12	10
	等々力	59	3305	59	3	2,085,167	9	8,215	45.0%	22	1	14	228	1	19	2	26	61	41	198	51	11
	上野毛	38	880	115	25	1,567,500	4	8,450	55.6%	20	1	10	211	2	79	1	27	31	43	188	61	16
	用賀	58	945	90	66	2,182,700	6	12,705	42.0%	32	3	37	562	4	96	13	185	48	48	345	69	29
	深沢	58	2934	167	62	3,622,151	10	10,109	44.6%	29	1	39	672	2	51	5	101	51	55	239	56	18
		300	8845	604	225	11,978,818	34	51,671	48.5%	133	7	132	2218	9	245	25	409	224	214	1117	280	90
砧	祖師谷	54	1680	26	4	1,093,800	12	5,128	40.7%	19	1	39	599	1	20	3	78	24	31	114	42	9
	成城	40	2,847	19	23	1,229,500	2	4,870	49.9%	15	1	11	257	1	10	1	12	29	19	107	36	10
	船橋	121	2122	53	49	1,689,329	6	7,110	41.4%	23	1	28	454	2	66	6	137	27	43	244	57	20
	喜多見	79	3,803	48	15	2,055,882	9	7,305	49.6%	19	1	25	399	4	79	5	117	24	31	137	37	8
	きぬた	113	2348	67	29	1,845,933	7	8,678	45.0%	24	1	27	392	8	140	4	106	53	48	246	64	16
		407	12800	213	120	7,914,444	36	33,091	45.0%	100	5	130	2101	16	315	19	450	157	172	848	236	63
烏山	上北沢	55	1,101	53	14	1,047,210	5	5,115	39.5%	21	2	25	348	3	48	3	69	25	21	85	22	3
	上祖師谷	59	472	61	28	1,285,700	5	5,707	42.2%	21	0	17	262	2	43	5	134	40	30	125	55	10
	烏山	82	1,079	100	41	1,627,993	23	13,535	42.9%	47	1	30	413	4	89	5	105	70	64	352	62	14
		196	2,652	214	83	3,960,903	33	24,357	40.8%	89	3	72	1023	9	180	13	308	135	115	462	139	27
合計																						区外 20
		1618 人	42,256 人	1,771 人	693 団体	43,790,213 円	196	251,585 世帯	54.0%	611 人	23 箇所	517 団体	8,648 人	76 団体	1,962 人	88 団体	1,820 人	950 人	858 人	4,099 人	1040 人	

社協会員会費の数字はH26/4時点

H26/4



第3次世田谷区住民活動計画（改定計画）

発行年月：平成27年（2015年4月）

編集発行：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
〒157-0066
世田谷区成城6丁目3番地10号
電話 03-5429-2206
FAX 03-5429-2204
<http://www.setagayashakyo.or.jp>
